

「那覇港みなとまちづくり検討委員会」設置要綱

（設置）

第1条 那覇港みなとまちづくりマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）の改定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、「那覇港みなとまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、マスタープラン改定に関する方針、取り組みなどについて、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会の委員は、有識者、関係団体、関係行政機関等をもって構成する。

2 委員会には、委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。

6 委員会の委員は別紙のとおりとする。

7 委員の任期は、マスタープランの改定までとする。

委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員会の委員について、必要に応じて追加できるものとする。

9 関係団体・行政機関においては、止むを得ない事情により委員が出席出来ない場合は、代理による出席を認めるものとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、那覇港管理組合及び運営を委託された受託業者が行い、必要な事務を処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（附則）

この規約は令和6年12月25日から施行する。